

# 勝浦町国土強靱化地域計画

令和5年3月

勝浦町

## 目次

はじめに	1
I 計画策定の趣旨、位置付け	2
II 基本的な考え方	3
III 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）	9
IV 郷土強靱化の推進方針	25
1 プログラムごとの推進方針	25
2 施策の重点化	25
(1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	26
(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	32
(3) 必要不可欠な行政機能は確保する	42
(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	45
(5) 経済活動を機能不全に陥らせない	49
(6) ライフライン燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	53
(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	58
(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	63
● 横断的分野の推進方針	70
V 施策の重点化	74
VI 計画の推進と進捗管理	75
別紙1	76
別紙2	82
別紙3	118

## はじめに

平成25年12月11日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に策定し、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めてきたところである。その後、策定から約5年が経過したことから、平成28年熊本地震等の新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に、「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。さらに、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、引き続き国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとしている。

そこで、国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要であるため、勝浦町においても「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念、「臨時情報」が発表された場合における防災対応、支援の長期途絶に備えた取組み等を反映するとともに、国による防災対応に係る各種計画の見直しを踏まえた脆弱性の評価を行うこととした。

加えて、「南海トラフの巨大地震」や、近年、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨による大規模水害や大規模土砂災害及び突発的な豪雪による災害、また、複数の自然現象が同時又は連続して発生する「複合災害」等に対しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「郷土の強靱化」の推進を図るため、本計画以外の勝浦町の計画等の指針となるべきものとして、「勝浦町国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を新たに策定するものである。

# I 計画策定の趣旨、位置付け

## 1 計画策定の趣旨

近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となってきた。

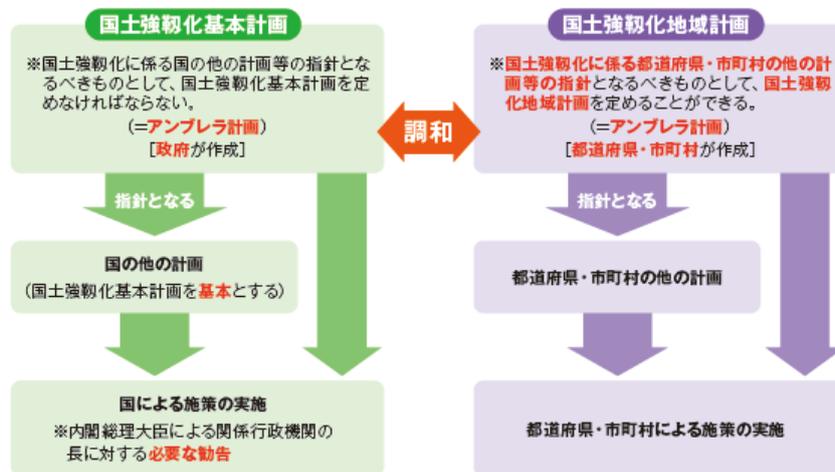
このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に基本計画を策定した。その後、策定から約5年が経過したことから、平成30年12月に、平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。

勝浦町においても、平成30年7月豪雨等の新たに発生した災害から得られた知見を反映するとともに、令和元年5月31日の「中央防災会議」において、「防災基本計画」や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に、「臨時情報を活用した防災対応」が明確に位置づけられた等の、防災対応における国の計画等の見直しを踏まえた脆弱性の評価を行うこととし、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な郷土」をつくりあげ、町民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、新たな地域計画を策定する。

## 2 地域計画の位置付け

本地域計画は、「基本法」第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、郷土強靱化に関し、「地域計画」以外の本町の計画等の指針となるものである。なお、地域計画は、国の基本計画及び県の地域計画と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



## 3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和7年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

## II 基本的な考え方

基本法においては、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な郷土」をつくりあげるためには、徳島県地域計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

### 1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 勝浦町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

### 2 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3 郷土強靱化を推進する上での基本的な方針

- (1) 郷土強靱化に向けた取組姿勢
  - ・本町の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取組みにあたること
  - ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組みにあたること
  - ・国、県をはじめ関係機関等との連携協力による取組みについても取り入れるなど、本町の総力を挙げた取組みとすること
  - ・本町が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
  - ・事前復興の取組みを推進すること
  - ・「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進  
持続可能な環境や社会の実現に向け、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するため、当計画に掲げた重要業績指標（KPI）とSDGsとの対応関係を明らかにし、徳島ならではの取組みを着実に推進すること

◆SDGsの17の目標 (対応目標・・・太字)

- ①あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ②飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- ⑥すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- ⑨強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- ⑩各国内及び各国間の不平等を是正する
- ⑪包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ⑫持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ⑮陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- ⑯持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ⑰持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



※SDGsとは

2015年9月の国連総会で、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。2030年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない（leaveno one behind）」社会の実現を目指し、国連に加盟するすべての国が、あらゆる形態の貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育の確保、気候変動やその影響の軽減などの取り組むこととしています。

(2) 施策体系とSDGsの関係

◎勝浦町の目指すべき将来像

「住みたい」「帰ってきたい」「暮らしてみたい」

誰もが幸せを感じられるまち 阿波かつうら

基本目標	基本施策	SDGs における 17 の目標
次世代を担う人づくり	1 ふるさと教育の推進	④⑨⑩⑬
	2 学校教育環境の充実	④
	3 人権教育の推進	④⑤⑩⑬
	4 文化・芸術・スポーツの振興	④⑤⑩⑬
住みたい、住み続けたいまちづくり	1 道路交通網の整備	⑨⑩
	2 公共交通網の充実	⑨⑩⑬
	3 効果的な土地利用の推進	⑥⑩⑬⑭
	4 上・下水道の整備	⑥⑩⑬⑭
	5 移住・定住及び住宅施策の推進	⑩
	6 循環型社会の推進	⑦⑨⑩⑫⑬
	7 消防・救急体制の整備	③⑩⑬
	8 河川の整備	⑥⑨⑩⑬⑭⑮
個性と魅力あふれるまちづくり	1 勝浦ブランド（阿波かつうら）の推進	②⑧⑨⑩⑫⑮
	2 農業の振興	②⑧⑨⑩⑫⑬⑮
	3 林業の振興	②⑧⑨⑮
	4 商工業の振興	②⑧⑨
	5 観光の振興	⑧
地域力の高いまちづくり	1 地域福祉の推進	①③④⑤⑩⑬
	2 高齢者福祉の推進	③⑩
	3 障がい者福祉の推進	③⑩
	4 子育て支援の推進	①③④⑤⑩
	5 勝浦病院の機能の充実	③⑩⑬
	6 健康づくりの推進	②③⑩
	7 防災体制の推進	⑩⑬⑮
	8 防犯・交通安全・消費者保護の推進	⑩⑮
まちづくりを力強く推進する町政基盤づくり	1 協働のまちづくりの推進	⑩⑮⑯
	2 男女共同参画社会の推進	⑤⑩⑮
	3 広報・広聴の充実	⑮⑯
	4 行財政改革の推進	⑮⑯

(3) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクと地域の特性に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること



- ・「自助」、「共助」、及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと



- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる対策となるよう工夫すること

(4) 効率的な施策の推進

- ・町民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、**財政資金の効率的な使用**による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・既存の**社会資本を有効活用**すること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PFIによる**民間資金の活用**を図ること
- ・施設等の**効率的かつ効果的な維持管理**に資すること

(5) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・本町の特性を踏まえた、本県独自のものとして、**先進的な取組み**を反映すること

- ・人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進すること  
また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること



- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮し、施策を講じること
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること



- ・「臨時情報」が発表された場合における防災対応への取組みを推進すること

**徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針の特色**

**地域特性を考慮した避難対象区域の設定**

県内全域を3つに区分

津波到達予想時間 4.8分 (県北部)

津波なし (内陸部)

津波到達予想時間 4分 (県南部)

**津波に加えて揺れ(土砂災害、家屋倒壊)も災害リスクの対象**

避難

家屋倒壊

土砂災害

**自力避難困難者、要配慮者、一般の方に区分した避難の考え方を提示**

自力で避難困難な方

要配慮者

一般住民の方

**避難行動を分かりやすくタイムラインで整理**

避難行動のタイムライン

避難場所での滞在

避難所生活(1週間)

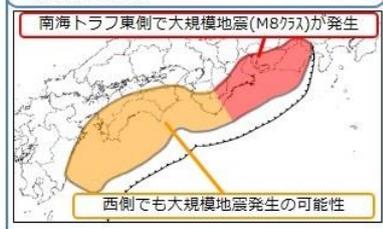
■国WG(報告)との比較		徳島モデル・防災対応方針
対象とする異常現象	半割れ、一部割れ、ゆっくりすべり	半割れ・一部割れ・ゆっくりすべり
避難対象区域	北部(沿岸)、南部(沿岸)、内陸部	全域
想定する災害リスク	津波、地盤の揺れ(崩壊性・土砂災害)	津波
避難対象者	自力避難困難者、要配慮者、一般の方	要配慮者、それ以外の方
避難期間	1週間	1週間
タイムライン	あり	なし

徳島モデル・防災対応方針

- 災害リスクに応じたきめ細やかな地域区分
- 避難対象者を3区分
- 想定災害を津波に加え、耐震・土砂災害を対象
- タイムラインで分かりやすく

**■避難を検討するケース**

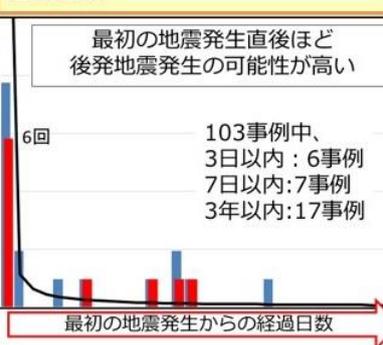
**半割れ**  
南海トラフの東側だけで大規模地震が発生(西側が未破壊)



直近2回の地震は**時間差で発生**

- 安政東海地震・安政南海地震(3.2時間)
- 昭和東南海地震・昭和南海地震(2年間)

揺れや津波などの災害リスクを抱える人は、**避難を検討**



- ・ 支援の長期途絶に備えた取組みを推進すること



### Ⅲ 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

#### 1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本町の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、県土の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

#### 2 本町の特性

##### (1) 自然的条件

##### ① 位置及び面積

本町は、徳島県の南東部、東経134度31分～134度19分、北緯33度51分～34度34分に位置し、東西13km、南北6km、面積69.83平方キロメートルである。

北部は徳島市、佐那河内村、東部は小松島市、西部は上勝町、南部は阿南市、那賀町に接している。

<町の位置>



##### ② 地勢

四国山地の東端部にあり、林野率約67.9%の準山間盆地帯である。町の中央を西から東に二級河川の勝浦川が流れ、その沿岸に開けた平坦地を中心に居住地を形成する農山村地域である。

<主な山岳と河川>

名称	標高
ろくろ山	972.0m
樫ヶ太尾	818.0m
長者ヶ原	775.8m
中津峰山	773.0m
鶴山	515.9m

名称	町内の流域	最大幅員
勝浦川	13.0km	160m
坂本川	6.5km	20m

### ③ 地質

徳島県は、北から東西に和泉帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯と帯状に分けられ、和泉帯の南縁の吉野川北岸を中央構造線が走っている。

本町は、秩父帯に属しており、北部山地は古世代の秩父古生層に属し、粘板岩、砂岩、頁岩、珪岩からなっており、厚い石灰岩をはさんでいる。

勝浦川流域の両河岸段丘は前期白亜系、西南部山地は後期白亜系となっており、礫岩、砂岩、頁岩で構成され、平坦地は勝浦川による沖積層である。

<徳島県の地質>



### ④ 気候

平均気温15.9℃、年間降水量2,232mmで、平野部から山間地への変り目目で気候は温暖で雨量が多い。

勝浦川上流は年間降水量が3,000mmを超える豪雨地帯であり、その下流にある本町は災害の発生しやすい流域に位置する。また、夏から秋にかけては台風の襲来も多い。

## (2) 社会的条件

### ① 人口

本町の人口は、生比奈村と横瀬町が合併した昭和30年の「国勢調査」では10,160人であったが、その後減少が続き、令和2年には4,837人となっている。

人口の推移は、平成2年から令和2年の30年間で2,430人減少している。

令和2年における「65歳以上の高齢者」は、2,128人であり、総人口の44%を占めている。高齢者数は、総人口の減少傾向に反し、30年間で724人増加している。

今後も高齢化の増加傾向は続くことが予想され、防災面からも対策の推進が必要である。本町におけるここ数年の人口の推移は、次のとおりである。

<人口の推移>

(国勢調査 各年10月1日現在)

	人 口			世 帯 数	1 世帯当 たり人数	老年人口 (65歳以上)		
	総 数	男	女			人 口	割 合	徳島県割合
平成2年	7,267	3,498	3,769	1,884	3.85	1,404	19.4	15.5
7	7,067	3,361	3,706	1,920	3.68	1,759	24.9	18.9
12	6,736	3,199	3,537	1,925	3.49	1,892	28.1	21.9
17	6,303	3,019	3,285	1,945	3.24	2,016	31.9	24.4
22	5,765	2,759	3,006	1,881	3.06	2,032	35.3	27.0
27	5,301	2,515	2,786	1,860	2.85	2,101	39.6	31.0
令和2年	4,837	2,317	2,520	1,847	2.61	2,128	44.0	34.5

② 産業

(1) 農業

本町は農業を基幹産業としており、とりわけ主要産物であるみかん栽培が大きな位置を占めているが、生産額は減少傾向にある。このため、今後は、園内作業道の設置や園地の流動化による省力・低コスト栽培に向けた条件整備を進めるとともに、情報通信の活用を含めた新たな販路の開拓が必要になってきている。

(2) 林業

木材価格の安定、労働力の育成・確保が課題であるものの、近年では、CO<sub>2</sub> 吸収源としての森林整備推進への機運も高まり、町内の人工林森林資源も充実しつつある。このため、間伐等の森林整備を積極的に進めるとともに、林内路網の整備や高性能林業機械の利用等による搬出コストの低減、間伐材の精算や利用拡大をさらに進めていく必要がある。

(3) 商工業

国内の経済成長の低迷とともに、町内の商工業も厳しい状況に陥っている。町内の商業の発展には、商店街を形成する経営者が協力して、住民のニーズにあった商品の集積度を高めるとともに、環境整備を進める必要がある。

また、企業への支援に努めるとともに、高度情報通信技術などを活用した、新たな事業に取り組む企業家への支援体制を整えることが必要になっている。

③ 交通

本町は、徳島市、阿南市、小松島市に隣接し、鉄道はないものの県都徳島市へ22kmであり、地理的条件には恵まれている。しかし、県道徳島上那賀線が唯一の主要道路であるため、本町から明石海峡大橋や四国内の高速道路網へとつながる町内幹線道路の整備の促進が求められる。

(3) 災害の歴史

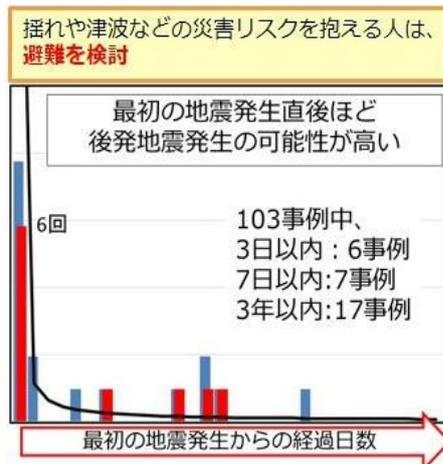
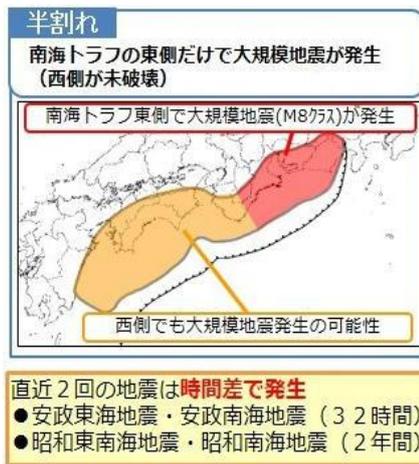
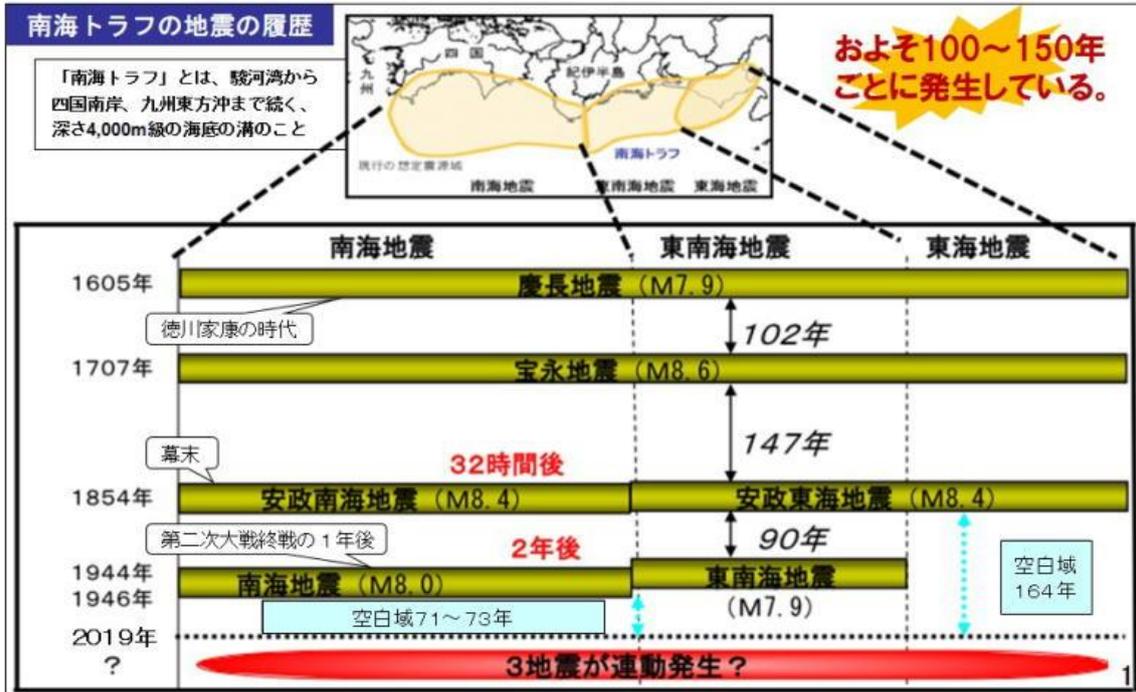
① 南海トラフ地震

本県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も、4度の地震・津波に襲われている(下図参照)。南海

トラフ地震は、100年～150年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時もしくは少しの間隔を開けて発生している。  
 平成31年1月1日現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると70～80%となっている。

## 南海トラフ巨大地震とは

「南海トラフ巨大地震」は、南海トラフ沿いのすべての震源域の破壊が同時に発生した場合の、M9クラスの巨大地震



【参考】記録に残る日本最古の津波は、日本書紀に記された684年の白鳳南海地震によるものである。

### ② 過去の災害履歴

#### ア 風水害

本町の中央部を流れる勝浦川は、梅雨時の集中豪雨や、台風により毎年のように氾濫して被害を出していたが、昭和25年9月に続けて襲来し、大きな被害を出したジェーン台風、キジヤ台風以降は、勝浦川の改修工事、坂本川の付け替え工事、さらに昭和52年の正木ダム（上勝町）

の完成により、大きな水害は発生していない。

しかし、冠水被害は現在も各所で起きており、梅雨前線や台風のもたらす大雨による水害発生危険性は残っている。

#### イ 火災

本町は、比較的人家が密集しており、また、山林に囲まれているため山林火災が発生しやすい。

家屋火災は、昭和62年から平成8年までの約10年間に住宅・店舗24軒、納屋・車庫4軒、工場・倉庫15軒、鶏舎・農業用ハウス3軒あり、山林火災は18件発生している。平成8年5月28日の棚野の山林火災では、14.3haを焼失、損害額は約4,000万円であった。

#### ウ 渇水

本町は、簡易水道による給水を行っており、水源は表流水が6、浅井戸が4、伏流水が1である。梅雨時と台風時の降水により、1年を通すと比較的降水量の多い地域ではあるが、冬期と夏期には降水量が著しく少ない年もあり、これまでもかんばつによる農作物への被害等が起きている。

なお、本町における過去の主な災害は、次に掲げるとおりである。

#### エ 土砂災害

本町は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、土砂災害にたびたび見舞われ、崩壊土砂が、勝浦川水系支流河川をせき止め湛水し、その後決壊をしたため、住宅浸水や農地浸食などの被害が発生している。

#### オ 豪雪による災害

本町は、冬期についても比較的温暖であり年間降雪量も少ないが、近年の異常気象により、豪雪による災害が発生する可能性が高まっている。

降雪は、木々を倒したり、道路の通行止めや電気、電話の途絶を引き起こし、長期にわたり、集落を孤立させることから豪雪災害に対する備えの必要性が高まっている。

#### ケ 過去の主な災害

##### (1) 水害

水害の発生年月日	名 称	種 類	被 害 状 況
1673（寛文13）年9月13日		洪水	坂本村長福寺前から与川内村まで浸水
1689（元禄2）年8月		洪水	勝浦川洪水
1843（天保14）年7月7日	七夕水	洪水	沼江村今山慈林寺の裏山が崩壊、慈林寺倒壊、圧死者出る。
1849（喜永2）年7月10日	酉の水、阿呆水	洪水	勝浦川大洪水
1892（明治25）年7月23日		洪水	福原村田野々の葛又山崩壊、棚野村の三溪字上川原堤防、豊毛本堤防、天狗嶽井堰決壊、立川道路・樫淵道路等75箇所決壊
1897（明治30）年		暴風雨	棚野村久国字原で道路2箇所、三溪字樫淵道路、定岡道路決壊、生比奈村生名・中角堤防

			決壊
1899（明治32）年9月8日		洪水	三溪字上川原堤防、坂本字大伏尾・繁野・平野、三溪字市之江・日浦道路等76箇所決壊
1912（大正1）年9月22日		暴風雨	勝浦川増水、堤上5尺以上
10月2日		暴風雨	勝浦川増水、堤下1尺
1915（大正4）年9月8日		暴風雨	稲作白穂に
1918（大正7）年8月29～30日		暴風雨	県道9箇所、その他の道路14箇所決壊、橋流出8、堤防決壊2箇所、流失家屋1、倒壊家屋18、半壊家屋18、床上浸水92、床下浸水40
1921（大正10）年7月13日		暴風雨	沼江字長尾山崩壊
1922（大正11）年7月13日		暴風雨	勝浦川増水し堤上に及ぶ。
1928（昭和3）年8月18～19日		暴風雨	沼江字車ノ口の家屋浸水
8月30日		暴風雨	横瀬橋流失
9月12日		増水	勝浦川増水、死者1人
1931（昭和6）年9月26日		暴風雨	勝浦川増水堤下2尺、生比奈村の中角堰決壊
1934（昭和9）年9月21日	室戸台風	台風	生比奈村の家屋80%が被害、金毘羅神社流出、農作物30%減収
1935（昭和10）年6月27日		暴風雨	勝浦川増水、砂利水田に混入、新築中の生比奈小学校舎倒壊
1938（昭和13）年7月4日		暴風雨	勝浦川増水、たばこ葉の被害大
9月5日		台風	死者1人、半壊家屋1、床上浸水37
1941（昭和16）年7月25日		暴風雨	勝浦川増水氾濫、たばこ葉に被害
8月15日		暴風雨	勝浦川増水氾濫
1943（昭和18）年6月14日		暴風雨	暴風雨、麦作流される。
1943（昭和18）年9月20～21日		暴風雨	勝浦川氾濫、晩稲作白穂化し農作物の被害甚大
1949（昭和24）年8月18日	ジュディス台風	台風	中角堤 120m決壊

1950（昭和25）年9月3日 9月12～13日	ジェーン台風 キジア台風	台風	横瀬町一死者5人、流失家屋22、倒壊家屋17、半壊家屋19、床上浸水270、床下浸水355、堤防決壊3、橋梁流失56等 生比奈村一全壊家屋20、半壊家屋34、床上浸水340、床下浸水200、堤防決壊8、橋梁流失48等
1964（昭和39）年9月24日	台風6号	台風	横瀬中学校体育館屋根飛ぶ、倒壊家屋3
1965（昭和40）年9月10日	台風23号	台風	全壊家屋3、半壊家屋13、床上浸水30、床下浸水93
9月14日		集中豪雨	全壊家屋2、半壊家屋4、床上浸水36、みかん園被害
1968（昭和43）年2月15日		大雪	
1968（昭和43）年7月	台風4号	台風	道路7箇所、河川14箇所、田、畑、人家被害
9月26日		集中豪雨	平地部冠水
1969（昭和44）年8月	台風9号	台風	床上浸水11、田・畑冠水85ha、道路18箇所、河川8箇所被害
1970（昭和45）年8月	台風10号	台風	床上浸水8
1971（昭和46）年8月	台風23号	台風	床上浸水26
1972（昭和47）年9月16日	台風20号	台風	死者1人、床下浸水25、道路、河川、がけくずれ、田、畑被害
1974（昭和49）年6月4日		集中豪雨	床上浸水7、床下浸水30、橋2箇所流失、1箇所破損、県道不通5箇所、堤防、護岸決壊流失5箇所
6月30日	台風8号	台風	日浦山が幅30mにわたり崩壊
8月26日	台風16号	台風	
1975（昭和50）年8月17日	台風5号	台風	
8月23日	台風6号	台風	
1976（昭和51）年9月8日	台風17号	台風	町道与川内中道線、大伏尾谷川の崩壊等
1979（昭和54）年9月30日	台風16号	台風	
10月18日	台風20号	台風	
1980（昭和55）年9月11日	台風13号	台風	
1981（昭和56）年2月25日		寒波	
1983（昭和58）年9月28日	台風10号	台風	

1987（昭和62）年10月16日	台風19号	台風	
1990（平成2）年 9月16～20日	台風19号	台風	
1993（平成5）年 7月26～28日	台風5号	台風	
7月29日	台風6号	台風	
8月8～10日	台風7号	台風	
1994（平成6）年 9月28～30日	台風26号	台風	
1997（平成9）年 9月16日	台風19号	台風	
1998（平成10）年 9月22日	台風7号	台風	
10月18日	台風10号	台風	
2001（平成13）年8月21日	台風11号	台風	
2003（平成15）年5月31日	台風4号	台風	
8月8日	台風10号	台風	
2004（平成16年）7月31日	台風10号	台風	
8月17日～23日	台風15号・17号	台風	
8月5日～6日	台風11号	台風	
10月20日	台風23号	台風	
2005（平成17年） 9月6日	台風14号	台風	
2007（平成19年） 7月12日～15日	台風4号	台風	
2008（平成20年） 6月26日～29日	梅雨前線	大雨	
2009（平成21年） 8月9日～10日	台風9号	台風	
2011（平成23年） 7月18日～21日	台風6号	台風	
9月1日～4日	台風12号	台風	
9月19日～21日	台風15号	台風	
2014（平成26年） 8月1日～4日	台風12号	台風	
8月8日～10日	台風11号	台風	避難指示1807 世帯4843人
10月13日	台風19号	台風	

## (2) 山林火災

火災発生年月日	火災発生場所	火災の程度と被害
1907 (明治40) 年	生比奈村山林	薪炭材山林25段焼失、損害600円
1911 (明治44) 年 4月1日	生名字鷲ヶ尾17	松雑木林6段9畝焼失、損害15円
	生名字鷲ヶ尾2	松雑木林7段3畝余焼失、損害20円
	生名字鷲ヶ尾3	松雑木林2町8段歩焼失、損害30円
4月17日	沼江字平石1	雑木林6町2段7畝焼失、損害50円
1918 (大正7) 年 1月16日	沼江字高屋	16日正午出火、同17日午前1時鎮火、失火、15町歩焼失出場消防手600人、損害70万円
3月24日	大字沼江字大原	大野共有山林へ火入中24日午前11時出火、宇大原、銚子ノ口へ類焼、午後5時鎮火、30町歩焼失、損害1,000万円、出場消防手400人
1924 (大正13) 年 2月21日	沼江字広野	山林2段歩焼失、ただし開墾のため松木など搬出ずみで損害なし
1927 (昭和2) 年 4月19日	三溪中山東山	仏石から焼野までを焼失
1934 (昭和9) 年 4月26日	中角字前山	大上山山林1町歩焼失、12時出火2時鎮火
1941 (昭和16) 年 3月28日	沼江字花谷	沼江及び楠根山一帯の山林22町歩焼失、損害3,000円
1943 (昭和18) 年 3月16日	沼江字石原	山林30町歩焼失、当年度県下最大の山火事となる
1959 (昭和34) 年 年中		山林火災5件、損害軽微
1965 (昭和40) 年 年中		山火事3件
1966 (昭和41) 年 2月3日	坂本	黄檗の雑木林 3,000㎡焼失
1968 (昭和43) 年 1月23日	大字沼江字長尾	雑木林1,000㎡焼失
1969 (昭和44) 年 年中		山林 1,118㎡焼失
1970 (昭和45) 年 2月17日	今山	山林火災 一部
1971 (昭和46) 年 3月26日	沼江	山林火災 部分
4月11日	星谷	山林火災 部分
1976 (昭和51) 年 4月2日	沼江	山林 18,000㎡焼失
4月19日	坂本	山林火災
1977 (昭和52) 年 1月4日	与川内	山林 3,000㎡焼失

4月30日	坂本	山林火災 200㎡
4月30日	棚野	山林火災 一部
1979（昭和54）年8月1日	沼江	山林火災 一部
1983（昭和58）年1月3日	沼江	山林火災
1986（昭和61）年2月2日	坂本	山林火災 一部
3月6日	石原	山林火災 一部
1989（平成元）年3月20日	横瀬	山林火災 一部
1990（平成2）年1月7日	横瀬	山林火災 一部
12月24日	今山	山林火災 一部
1992（平成4）年10月22日	今山	山林火災 半焼
1994（平成6）年2月25日	掛谷	山林火災 半焼
10月9日	横瀬	竹林 一部
1996（平成8）年3月14日	与川内	山林 一部
4月27日	沼江	山林火災 10,000㎡
5月19日	横瀬立川	山林
5月28日	大字棚野字口立川	山林 143,000㎡
2004（平成16）年3月17日	今山	山林 一部
2005（平成17）年6月13日	今山	河川敷 750㎡
2010（平成22）年5月6日	石原	山林 一部
2022（令和4）年1月22日	坂本	雑木
2022（令和4）年1月29日	坂本	山林火災 4,000㎡

(3) かんばつ

災害の発生日	被害状況
1894（明治27）年	
1913（大正2）年6月25日～8月21日	60日間の大かんばつ、水田に亀裂
1926（大正15）年7月7日～9月3日	58日間の大かんばつ、山田に亀裂
1927（昭和2）年7月3日～8月1日	30日間のかんばつ、山田に亀裂
1939（昭和14）年7月5日～8月9日	35日間の大かんばつ
1942（昭和17）年7月～8月	30日間のかんばつ
1943（昭和18）年5月	1か月のかんばつ、麦枯れる。

（注）資料は、勝浦町前史・後史による。

### 3 対象とする自然災害（想定するリスク）

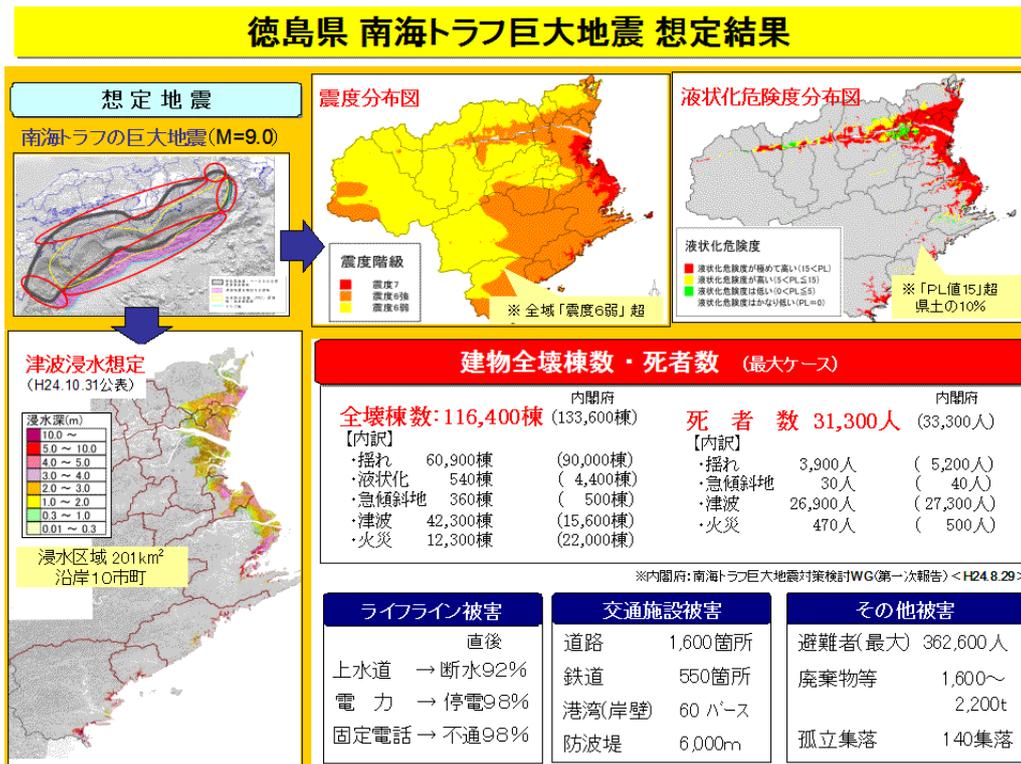
対象とする自然災害に関しては、「2 本町の特性」や

- (1) 南海トラフ地震の今後30年以内にM8～9クラスの発生確率が70～80%となっていること。
- (2) 中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること。
- (3) 平成30年に発生した7月豪雨や台風21号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していること。
- (4) 平成26年12月の豪雪により、県西部の広い範囲で6日間にわたり孤立集落が発生したこと。
- (5) これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること。  
 などから、次のように決定する。

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震・津波		<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。</li> <li>・南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。</li> </ul>
中央構造線・活断層地震等 （直下型地震等）		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M7.7）とする。
台風・ 梅雨前線 豪雨・豪雪等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	豪雪災害	短期間での除雪が困難となる、または、着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等

	が途絶する事態が広域で発生する豪雪を想定。
複合災害	台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定。

【参考】南海トラフ巨大地震想定結果



#### 4 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別的施策分野と6つの横断的の分野とした。

(1) 個別施策分野

①行政施策分野	行政機能 警察・消防等
②住環境分野	住宅・都市 環境
③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
④産業分野	エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産
⑤県土保全・交通分野	交通・物流 県土保全 土地利用

## (2) 横断的施策分野

①リスクコミュニケーション分野	様々なリスクコミュニケーション施策
②人材育成分野	民間の人材確保・育成等
③官民連携分野	さまざまな官民連携施策
④長寿命化対策分野	公共土木施設等の老朽化対策等
⑤研究開発分野	IoT、ICT技術等の活用等
⑥過疎対策分野	サテライトオフィスの誘致等

## 5 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本町の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして39の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

(1) 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による県土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

(2) 8つの目標の時間軸上の整理

事前に備えるべき目標		事前復興	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	全ての人命を守る		→			
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難環境生活を確保			→		
3	必要不可欠な行政機能の確保			→		
4	必要不可欠な情報通信機能等の確保			→		
5	経済活動を機能不全に陥らせない			→	→	→
6	ライフライン等の確保・早期復旧			→	→	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			→	→	
8	地域社会・経済が迅速かつ強靱に復興できる条件を整備	→			→	→

また、「起きてはならない最悪の事態」の様相は別紙1のとおりであり、これを念頭にこの最悪の事態を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

## 6 重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定した。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後、これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

## 7 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により実施した。

## 脆弱性評価の実施手順について

### 1 現状調査

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、県等が実施している取組を調査・整理し、進捗状況を示す指標の選定を行う。

- ① 県の各部局において、実施している取組を調査
- ② 国、市町村、関係防災機関、関係団体等で実施している取組を調査
- ③ 県等の取組を整理
- ④ 重要業績指標を選定

### 2 現状分析

県等の取組について、現在の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出する。

- ① 県等の取組の進捗状況や達成度を整理
- ② 「最悪の事態」を回避するため、現在の取組を進めるだけで十分か分析
- ③ 不足する場合には、必要な取組等を検討
- ④ 同様に「施策分野」、「横断的分野」においても分析検討を実施

### 3 脆弱性評価まとめ等

・「起きてはならない最悪の事態」、「横断的分野」毎に課題のとりまとめを行い、重要業績指標の現況値を記載。

## 8 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果及び評価にあたって活用した重要業績指標とその現況値は、別紙2のとおりである。